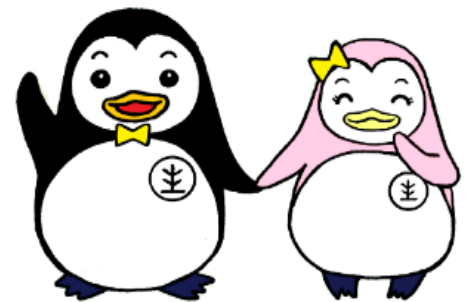


# 第76回“社会を明るくする運動” コンセプト

更生保護ボランティアに対する国民の認知度を向上させ、  
誰もが“あたりまえ”に更生保護を知る社会の実現へ



# “社会を明るくする運動”は

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築く全国運動

犯罪等の防止を含めた「更生保護」への  
理解と協力を促す重要な取組

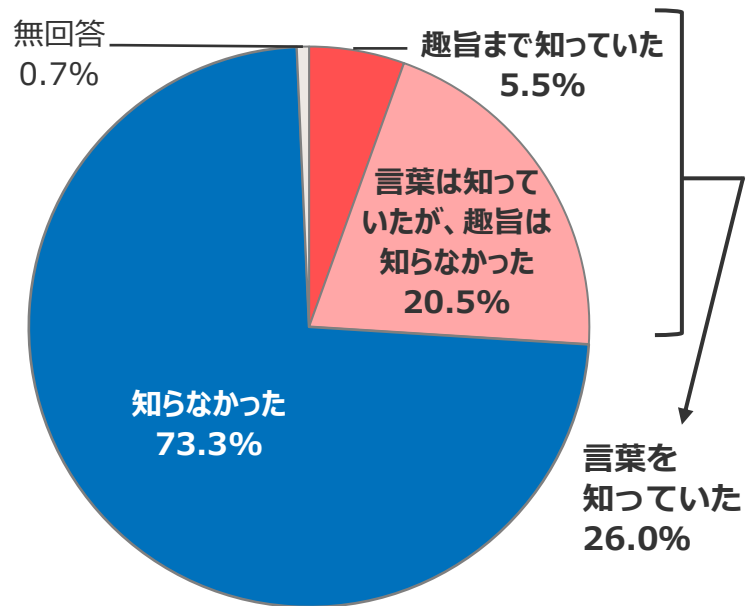
# “社会を明るくする運動”は

- 昭和26年に始まって以来、広く関係機関・団体の皆様の参加を得ながら、国民運動として取組を継続し、発展してきた。
- 更生保護を社会に浸透させる役割を担ってきた。
- 一方で、近時、社会経済・地域社会・犯罪情勢等が変化する中で、この運動の在り方について、様々な御意見も寄せられている。



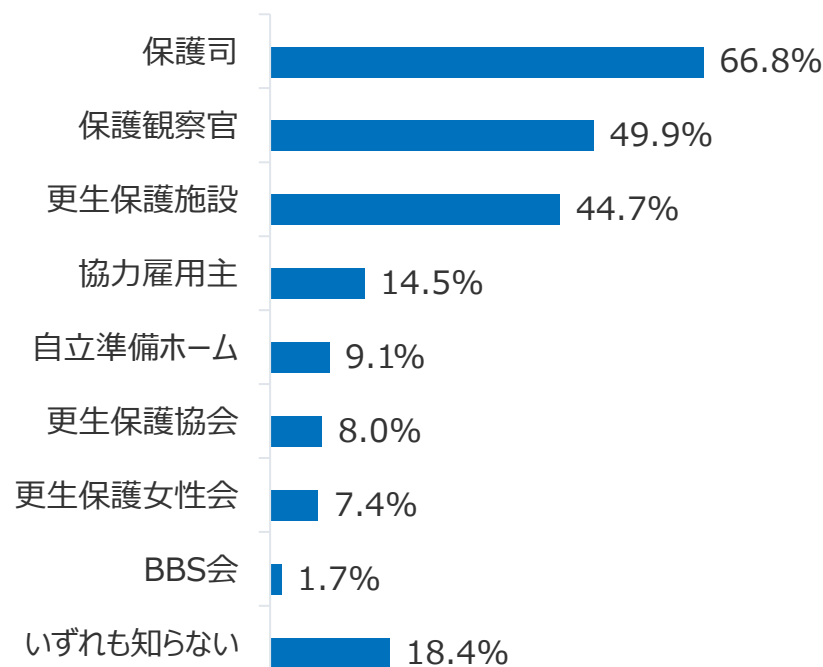
# 「更生保護制度に関する世論調査」(令和7年)の結果 ※速報値

「社会を明るくする運動」の認知度・理解度



(※) 過去の認知度(「言葉を聞いたことがあるか」)  
39.1% (H21) → 34.2% (H26) → 27.8% (H30)

更生保護に携わる民間協力者等の認知度



- ・ これまでの運動にもかかわらず、認知度が低下している
  - ・ 更生保護が社会で果たしている役割や活動内容を伝えきれていない
- ➔ より効果的な運動としていくことが求められる

# 今こそ、更生保護を知ってもらうことが必要

## 地域の理解・協力を広げる必要

地域社会のつながりが徐々に希薄化している中、立ち直りを支え、安全・安心な社会を築くためには、犯罪予防を含めた更生保護に対する地域の方々の理解や協力を広げていくことが必要

## 活動のしやすさ・担い手確保

更生保護を担っている保護司をはじめとする更生保護ボランティアも、国や地方自治体も、国民の理解が広がるほど活動しやすくなるし、新たな担い手の確保にもつながる

## 個人・企業の行動促進

個人、企業から、様々な形での応援、支援、参加など、具体的な行動がもたらされる

## 様々な意見で更生保護を進化

様々な意見やアイデアにより、更生保護をより機能的なものに進化させることが可能となる

# 更生保護を国民のみんなに知ってもらうために

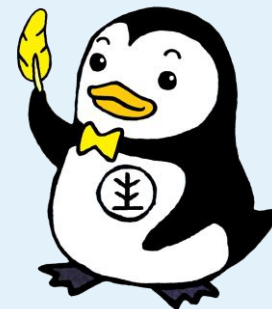
更生保護の役割や活動を、より効果的に伝えていくために、“社会を明るくする運動”の関係者（中央、都道府県、地区の推進委員会を構成する機関・団体）が、より具体的な共通の方向性をもって、一体的に運動を行うことが必要

➔ **統一テーマを設定**



## 第76回運動の統一テーマ

**「保護司」をはじめとする  
更生保護ボランティアを  
広く知ってもらおう**



# 第76回運動の統一テーマ

## 「保護司」をはじめとする 更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

このテーマとした理由

1 日本の更生保護の大きな特徴は、保護司をはじめとする更生保護ボランティアに支えられていること

2 令和7年12月、保護司法が改正され、①保護司の適任者確保、②保護司の活動環境の改善、③保護司の安全確保などの規定が整備され、報道等を通じて「保護司」を見聞きする機会が増えていること

3 令和7年12月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨されるボランティアの取組の一例として、保護司（hogoshi）が紹介されたこと

# 具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

## 広報誌等に掲載

(実施要綱 2 (1))



関係機関・団体が発行する広報誌等に保護司等の更生保護ボランティアの紹介記事を掲載

- 地方公共団体をはじめ関係機関・団体が発行する広報誌等の媒体は、多様な方々が手にして見るものであり、そこに更生保護ボランティアの活動記事が紹介されることは、広報の効果として大きいと考えられる
- これを全国的な活動として多くの媒体で展開することにより、その効果はさらに高まる

## 地域のイベントでの挨拶

(実施要綱 2 (2))



地域の各種イベントの挨拶等の機会に保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介する

- 地域で行われる各種のイベントや行事は、集まった地域の方々に、直接面前で伝えられる大きなチャンス
- 主催者や来賓の挨拶等の場面において、短くてもかまわないので、「更生保護」「保護司」「更生保護ボランティア」の取組などの話を盛り込む

# 具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

## シンポジウム・講演会

(実施要綱 2 (3))



保護司等の更生保護ボランティアをテーマとするシンポジウム・講演会等を開催し、広く参加を呼びかける

- 更生保護に特化したシンポジウム等を計画せずとも、既存のシンポジウムや講演会等の一部で、保護司や更生保護ボランティアをテーマに取り上げてもらうなどの工夫をする
- より多くの方に伝わるよう、そのWeb配信や実施された内容の要旨の活用なども考慮する

## 学校で更生保護に触れる

(実施要綱 2 (4))



授業・学習や作文コンテストの機会等を捉え、児童・生徒が保護司等とかわる機会をつくる

- 小学校や中学校等の時に、更生保護に触れる機会を創ることが、将来的にも更生保護への理解を促進する素地になると考えられる
- 学校で、保護司等による非行防止教室や作文コンテストの事前説明等を行わせていただき、児童、生徒とともに、立ち直りや社会の安全、安心について考える

# 具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

## イベント実施と報道への呼び掛け

(実施要綱 2 (5))



各種の啓発イベントで、保護司等の更生保護ボランティアの存在や役割を伝える工夫をする  
とともに、それが広く報道されるよう努める

- 例えば、建物等のイエローライトアップをする際、“社会を明るくする運動”という言葉よりも、「更生保護」「保護司」「更生保護ボランティア」の意味が伝わるよう、ポスター掲示や資料配布その他の工夫をする
- 新聞・テレビで、そのイベントの趣旨をしっかりと報道してもらえよう働き掛ける

## ポスター等の掲示・SNS等の発信

(実施要綱 2 (6))



新たなポスターの掲示先等の確保を図るとともに  
SNS等により、保護司等の更生保護ボランティアの活動を積極的に発信する

- 「保護司になるなんて、思ってもみなかった。」のポスターやリーフレット等を多くの国民に見ていただき、考えていただく観点から、効果的な掲示場所等の確保に努める
- 更生保護ボランティアの活動について、自身や関係機関・団体が積極的にSNSやHP等で発信する

# 「更生保護」を日本の“あたりまえ”に

「更生保護」は、警察、検察、裁判所、刑務所と比べて、国民の認知度が明らかに低い。

- ➔ 更生保護を国民の誰もが“あたりまえ”に知っている状態を実現することで、更生保護は、もっと取り組みやすくなり、多くの賛同や協力も得られて、立ち直りを支える安全・安心な社会の実現へと大きく進んでいく。
- ➔ “社会を明るくする運動”が、その大きなエンジンとなる。

